

## 第 5 4 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 1 月 1 5 日 (金)

午前 1 0 時

ところ 第 1 委員会室

### 付議事項

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
  
- 2 全国市議会議長会標準会議規則の改正に係る意見聴取について・・・資料 1
  
- 3 広聴特別委員会からの申入れについて
  - (1) 継続審査について
  - (2) 自由討議について
  - (3) 陳情・要望書について
  
- 4 その他

## 標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

## 改正の理由

令和2年12月25日、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として標準会議規則において明文化されている出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、政府から本会はじめ三議長会に要請することとされた。併せて、育児や介護等についても、欠席事由として同規則への明文化を要請することとされた。実際、12月23日に担当大臣はじめ政府与党から本会の会長に要請がなされた。

それ以前にも、「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月）において、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、標準会議規則に出産、育児、介護等を明文化すべきとの指摘がなされていたところである。

本会ではこれまでも、多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの観点から、政府において必要な環境整備等を図ることを求めてきた経緯がある。基本計画の記載は、本会要望の趣旨と軌を一にするものであり、政府与党からの要請を受け止め、これに沿った対応を図ることが適当である。

このような基本的考え方に立って、標準市議会会議規則第2条及び第91条を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出) 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u> 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出) 第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u> 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>

## 改正の考え方について

1. 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものである。

出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ\*、この点において他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまで通り第2項に規定することとする。

\*産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について、配慮する必要。  
(厚生省「母性保護に係る専門家会議報告書」(平成8年10月)参照)

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できること、加えて、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

2. 上記の改正に併せて、規定の整備を行う。現行標準会議規則では、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」\*概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改める。

\*使用例として、地方自治法第106条では、議長の職務遂行が困難な事由を「事故」としている。

参考 標準都道府県議会会議規則(今後改正の可能性あり)

第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に提出しなければならない。

参考 衆議院規則

第185条 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に提出することができる。

参考 参議院規則

第187条 第1項 略

- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出しなければならない。

## 改正後の運用等について

### 1. 欠席事由等について

- (1) 「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）が必要とされる事態が生じた場合を想定している。
- (2) 「疾病」については、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含まれる。
- (3) 「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定しているが、必ずしも家族だけに限定されるわけではなく、その範囲は地域の実情を踏まえて判断されることが適当であるとともに、実際に欠席届があった場合、その欠席事由がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先するものか、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。
- (4) 「疾病」「育児」「看護」「介護」を通じて、それぞれを欠席事由とする場合の欠席日数についても、事由が生じた都度、議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。この点については、(3)と同様である。
- (5) 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。
- (6) 「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、具体的な事由を列記することは困難であるため、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、各市議会が個別に判断することになる。
- (7) 欠席に関する届出の方法や書類（ex 医師の診断書など）添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手續において必要となる事項については、これらに關係する法律（育児・介護休業法）などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。

### 2. 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項の規定は、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるため、この期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意志による産前産後の本会議への出席を可能とするため、連続して取得する場合だけでなく、分割して取得することも可能と解する。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手續等については、各市議会において、要綱や規程の制定をあらかじめ制定しておくことが望ましい。

### 3. 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、

産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿った活動であることが求められる。例えば、本会議を欠席する一方、後援会活動への参加に勤しむような活動は、市民から問題視される可能性がある。制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分に検討した上で慎重に対処する必要がある。

#### 4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている（地方自治法第203条第4項）。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

## 標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

### 改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

この様な観点から、標準市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

### 新旧対照表

新	旧
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></u></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p>

### 改正の考え方について

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていること、また、標準都道府県議会標準会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、押印の廃止に止めず、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

参考 標準都道府県議会会議規則

第 8 8 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 省略

参考 衆議院規則

第 1 7 1 条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第 1 7 3 条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

\*衆議院ホームページで、「請願者の住所氏名を記載してください。氏名は自筆によることが原則です。印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要です。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

参考 参議院規則

第 1 6 2 条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

\*参議院ホームページで、「請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱います。

（中略）団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。

この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

## 改正後の運用等について

標準市議会会議規則の改正後、押印を必要としている各種書式（標準市議会書式例）についても検討を行い、改正の手続を行う。なお、これに関する検討会の開催は行わず、議会関係三団体（本会、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会）の担当者による協議等での対応とする。

## 参考 第32次地方制度調査会答申(令和2年6月26日)(抜粋)

### 第5 地方議会

#### 2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

##### (1) 議会における多様性の確保

議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低い状況が続いており、女性議員がいない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高くなる傾向も見られる。性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることが住民にとって議会が遠い存在であると感じられ、意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることにつながるなど、議員のなり手不足の原因の一つになっている面がある。

議員のなり手不足に対応するためには、地域に貢献したいと考えている多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要がある。

とりわけ、人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことは課題であり、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づく関係者の取組が引き続き求められる。

例えば、議会への欠席事由として出産・育児・介護を認めることや議会活動における旧姓の使用など、多様な層の住民の参画を促進し、議員の裾野を広げることに資する議会運営上の対応を講じることが考えられる。

加えて、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等、より柔軟な議会開催等の工夫を引き続き講じていくことも必要である。

## 参考 地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書(令和2年9月)(抜粋)

### Ⅲ 議会に対する住民の理解

#### 2 議会における多様性の確保

(女性をはじめとする多様な層の住民の参画の促進)

##### ③ 欠席事由の整備

議会への欠席事由は、一般的に、各議会の会議規則において定められているものであるが、どのような場合が欠席事由として取り扱われているか、会議規則でどの程度具体的に明文化されているかについては議会ごとに状況が異なっている。本人の出産については、全都道府県で欠席事由として明文化されている。また、市区町村では平成27年度以降、新たに1,143議会でも欠席事由として明文化されているが、議会によっては欠席事由としての定めがまだ会議規則にないところもある。育児や介護については、会議規則で明文化されている団体は限られており、運用上の対応も含め欠席事由として取り扱っている団体は4割程度の割合にとどまっている。

女性をはじめとする多様な層の住民が議員として活動するにあたっての制約要因を取り除くため、いまだ出産・育児・介護等が欠席事由として取り扱われていない、又は明文化されていない団体においては、会議規則において規定を整備するなどにより、速やかに対応することが求められる。



## 「標準市議会会議規則検討会」要旨

令和2年12月25日（金）

### 事務総長挨拶

本日の会議では、標準市議会会議規則の改正について、議員の議会への「欠席事由の明文化」と「押印の廃止」に関する2点を検討いただき。

まず、「欠席事由の明文化」については、今朝「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されている。同基本計画には、地方議会において、議員活動と家庭生活とが両立し、男女にかかわらず活躍しやすい環境を整える観点から、出産・育児・介護などが議会への欠席事由として各市議会の会議規則で明文化が促進されるよう3議長会に標準会議規則の改正を要請すること、また、各市の会議規則において産前・産後期間にも配慮した規定になるように求めている。一昨日には、橋本聖子男女共同参画特命大臣や自民党の関係有力議員が3議長会会長に直接面会し、その旨の要請があった。

本会では従来から、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの考えから、政府において必要な措置を講ずるように求めてきた経緯があり、同基本計画に基づく政府等からの要請は、本会要望の趣旨と軌を一にするものとして受け止めており、要請に沿った対応を図ることが適当ではないかと考えている。

もう一つの「押印の廃止」は、昨今の社会のデジタル化の進展や、政府のデジタル化施策の重点化を踏まえ、請願に当たっての押印の取扱いについて所要の見直しを図ろうとするもの。

### 議長会事務局説明

#### ○検討会設置根拠について

過去の自治法の改正等により会議規則等の改正や本会からの通知を発出する必要性が生じた場合、改正内容に関する国からの情報提供に加えて本会から補足的な情報提供の必要性があり、各市からの意見を会議規則等の改正内容に反映する必要性が高い際に本検討会を設置する。代表的な例としては、平成24年の自治法改正に伴う会議規則・委員会条例の改正、通年議会の条例、政務活動費の参考条例。また、平成30年の政務活動費のQ&A作成においても会議を設置している。

一方で、自治法の改正等があっても国からの情報提供が十分に行われている、各市からの意見を会議規則の改正等に反映する必要性が低い際には、会議を設置していない。具体的には、平成20年の自治法改正に伴う協議等の場の設置に伴う会議規則の改正、平成27年の出産に伴う欠席に関する会議規則の改正である。

構成市について、従来は会長市、部会長市の局長で構成していた。平成24年以降は政令指定都市の代表が参加している。これは、自治体の規模に応じて意見が異なるためである。その後、平成30年の政務活動費のQ&A作成においては、政令指定都市に加えて、中核市と施行時特例市の各協議会会長市の事務局にも参加いただいている。

出席者の役職について、当初は事務局長で構成していたが、今回のように検討事項が実務に直結するような内容の際は、事務局長に加えて担当課長が出席する例や担当課長が事務局長の代理として出席する例があったため、平成30年の政務活動費に関するQ&A作成会議から参加者を事務局長から担当課長に変更している。なお、担当課長が基本ではあるが事務局長の出席を拒むものではなく、各市の判断による場所である。

今回の検討会では、改正案について各部会・協議会内の意見集約を部会長市・会長市にお願いしたい。なお、各部会・協議会内で意見を統一してもら必要はなく構成市の意見をそのまま本会に提出いただき

たい。意見を出した市名まで本会に報告する必要はないが、意見について疑義等があった際には、直接確認する必要があるので部会長市・会長市においては、市名まで把握をしていただきたい。

## ○標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

### 1 改正の考え方について

本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、「事故」という単語を無くし「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化することで、そのような理由による欠席がしやすい環境を作ることが目的。

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できることに加え、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

また、「出産」については、第2項に特出しした。これは、欠席期間が法定されており、あらかじめ欠席届を出すことが出来る等他の欠席事由と異なるためである。

なお、全国都道府県議会議長会の改正案では、「出産」について特出しせずに第1項に残したままで、出産に伴う欠席の手続き規定のみ第2項に規定する予定。全国町村議会議長会については、本会と同様に第2項に「出産」を特出しする予定。

### 2 改正後の運用等について

#### (1) 欠席事由等について

- ① 「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）が必要とされる事態が生じた場合を想定している。
- ② 「疾病」については、病気のほか、怪我也含まれる。  
参議院の会議規則においても「疾病」と記されているが、病気のほかにも怪我を含むことも可能と解釈されている。
- ③ 「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定している。  
なお、現代社会において家族は、事実婚、同性婚等の法律に基づかない家族も存在するなど多様化していると一定程度認識されているが、個々人や地域によって差があり、本会において家族の範囲を示すことは困難である。そのため、「育児」「看護」「介護」の対象について本会としては、必ずしも法律に基づく婚姻関係等を基礎とした家族だけに限定していない。  
また、欠席が認められる状況については、住民からの付託を受けて議会に出席するという議員の職責を放棄してまで、優先すべき必要性があるのかということも個別に判断する必要がある。
- ④ 欠席日数についても、病状や議員のおかれている状況（議員本人に代わり育児等が行える家族の有無等）等が異なるため、本会において一律の基準を示すことは困難。議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、個別に判断されることになる。
- ⑤ 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。配偶者についても、③と同様に、法律に基づく婚姻関係がある者に限定していない。
- ⑥ 「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、具体的な事由を列記することは困難であるため、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、各市議会が個別に判断することになる。

- ⑦ 欠席に関する届出の方法や書類（医師の診断書等）添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手続において必要となる事項については、これらに係る法律（育児・介護休業法）などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。育児・介護休業法では、家族の要件や一定程度の要介護認定を要件とするなど厳格に規定されているが、会議規則に同様の要件を盛り込むか盛り込まないかについて本会として一律の考えを示すことは困難。

(2) 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項（第91条第2項）の規定は、医学的な知見に基づき欠席期間の上限として産前6週産後8週を設けたものであるが、議員の住民代表としての職責や体調を考慮し、産前産後であっても本会議（委員会）への出席を可能とするため、議員本人の意志により期間を短くして取得することや連続して取得する場合だけではなく、分割して取得することも可能と解する。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程の制定をあらかじめ制定しておくことが望ましい。

(3) 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿った活動であることが求められる。例えば、公務である本会議を欠席する一方、後援会活動への参加に勤しむような活動は、市民から問題視される可能性がある。制度の必要性や信頼を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分に検討した上で慎重に対処する必要がある。本会として、具体的に線引きすることは困難であり、最終的には議員一人一人のモラルに頼るしかないのが実態だろうと考えられる。

(4) 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている（地方自治法第203条第4項）。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

### 3 質疑応答

問：各市議会において欠席手続き等に関する要綱や規程は作成した方が良いのか。

答：全国市議会議長会として作成を義務付けるつもりはない。しかし、議員毎に対応が異なるなどのトラブルを未然に防ぐために事前に要綱や規程を作成しておく方が良いのではないかと。

問：出産に伴う欠席期間は、「産前6週産後8週」に限定されるのか。本市職員の規定と合わせて「産前8週産後8週」としても良いか。

答：「産前6週産後8週」は、母体の健康維持・回復に必要な期間として規定されており、これを変更する場合はその趣旨を十分踏まえて、制度自体の必要性や信頼を損ねることのないよう一般住民の理解が得られるものでなければならぬと考えている。

問：先行して要綱や規程を既に制定している事例があれば紹介してほしい。

答：要綱や規程はホームページ上に公開されていない実情がある。本会としても調査しておらず、把握していないため、現時点で紹介できる事例はない。

## ○標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

### 1 改正の考え方について

政府において押印の廃止が積極的に進められており、総務省自治行政局行政課に押印廃止の基本的な考え方を確認したところ、国では行政機関に対して押印の廃止を求めており、立法機関・司法機関は対象から外れている。地方においても住民の利便性向上の観点から主に執行機関を対象にしており、総務省としても地方議会には要請の対象として想定していないとの回答があった。

一方で全国市議会議長会として見直し対象を検討したところ、住民から議会に対して提出されるものなかで押印を求めているのは請願書であり、請願書における押印要件を見直すこととした。

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員には署名又は記名押印を求めている一方で、請願者には押印のみとなっており、請願紹介議員と同様に請願者においても署名又は記名押印とする見直しを行うもの。

一層の利便性向上のため署名のみとすべきとの意見もあるが、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり記名押印の選択肢を残すこととした。

会議規則には署名・記名押印を記載せずに要綱等に記載する等の改正は、請願者にとって分かりづらく不親切な面があるのではないかと考えている。

今回の改正に併せて、法人が提出する場合についても第2項に独立させて分かりやすくなるよう改正した。

なお、標準都道府県議会会議規則では従来から請願者も署名又は記名押印となっており、全国都道府県議会議長会では今回、改正する予定はない。全国町村議会議長会においては本会と同様の規定になっており、請願者にも署名又は記名押印とする改正を予定しているが、本会のように法人部分を独立する改正は予定していない。

### 2 改正後の運用等について

標準市議会会議規則の改正後、全国市議会議長会では会議規則には定められていないが押印を必要としている標準市議会書式例（議員辞職願、議案提出の鏡文等）についても検討を行い、押印部分は極力削除する方向で改正することを考えている。なお、標準書式例の改正は各議会事務局の方に参加いただく検討会は開催せず、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会の担当者との協議で対応する予定。

### 3 質疑応答

問：押印を存続して欲しいとの要望もある。

答：今回の改正は、押印を廃止するものではない。

また、全国市議会議長会として標準会議規則に沿った改正を各市に強要するものではなく各議会において検討いただきたい。

問：標準市議会委員会条例第30条に「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。」とあるが、これを請願と同様に改正するかどうかは各市の判断ということか。

答：お見込みのとおり。

問：署名した請願をスキャンした電子データを電子メールに添付して提出することは可能か。

答：現時点において請願法等では、電子データによる請願提出は想定されておらず消極的に解さざるを得

ない。一方、参議院自民党においては、国会に地方から提出される意見書のデジタル化の検討が始まったところであり今後の動きを注視していく。

#### ○今後の日程について

各部会・協議会から提出された意見を基に1月下旬に開催する第2回検討会で改正案を決定し、2月3日に開催される全国市議会議長会理事会・評議員会合同会議で了承を得た後に、全市に発出したいと考えている。早い議会では、3月定例会で改正案の議決となるのではないかと。

#### その他

問：議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきであり、最高裁判所大法廷昭和35年10月19日判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきであるという最高裁判所の判決が昨年11月25日あったが、これに伴い全国市議会議長会として会議規則の変更等は予定しているか。

答：該当箇所がないため会議規則や委員会条例を改正する必要はないと考えている。各議会においては、懲罰についてより一層慎重な審議が求められるのではないかと考える。